

令和8年度 兵庫県立姫路商業高等学校

学力検査生徒募集要項（商業科）

〒670-0983 姫路市井ノ口468番地
TEL(079)298-0437(代表) / FAX(079)298-0439

スクール・ポリシー（三つの方針）

・グラデュエーション・ポリシー（育成をめざす資質・能力に関する方針）

- ① 予測困難な社会において、ビジネスに関する諸問題に対し柔軟に対応できる行動力
- ② 主体的に考え、他者と協働しながら課題を発見して解決に取り組む力
- ③ 豊かな人生を切り拓き、広い視野をもってチャレンジする力

・カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

- ① 基礎学力と幅広い知識、商業の高い専門性や技能を身につけられる授業
- ② 各教科の学びで得た知識をもとにした探究活動を通じて、主体的に課題を発見し解決を図る能力の育成
- ③ 対話的で協働的な授業を通じて、他者と円滑なコミュニケーションをとり良好な人間関係形成ができる生徒を育成

・アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

- ① 商業の学びに興味・関心があり、学校生活を意欲的に取り組む生徒
- ② 広い視野を持ち、多様な個性を尊重できる素直な生徒
- ③ 地域の課題や創造的活動に好奇心・探究心を持って、イノベーションを起そうとする生徒

1 募集定員

全日制課程 商業科 総募集定員 200名から推薦入学による合格者数を減じた人数

2 選抜方法

- (1) 令和8年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱により、本校のみの単独選抜を行う。
(2) 「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」に関しては、以下の部活動において特に顕著な内容を有し、かつ特性を伸ばす強い意志がある者、又は、生徒会活動において、生徒会本部役員として活躍した者について考慮する。

[運動部]:陸上競技、ソフトテニス、野球、卓球、バーレーボール、バスケットボール、サッカー、水泳、体操競技、バドミントン、少林寺拳法、ソフトボール

[文化部]:美術、書道、吹奏楽、ビデオ（珠算・電卓、簿記、ワープロ、情報処理、地域創生、eスポーツ、S-English、探究）、放送、メディア研究、家庭科、茶華道、バトントリング、マンガアニメ

3 出願資格

以下の(1)に該当し、(2)、(3)のいずれかに該当する者。

- (1) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 兵庫県下に本人が保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がないときは、本人の後見人をいう）とともに居住している者。
- (3) 県内の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、(2)に該当しない者で、特別の事情がある者のうち、本校校長の入学志願承認を得た者。
- (4) 県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある者のうち、本校校長の入学志願承認を得た者。

4 システムにおける出願方法

- (1) 志願者の行う手続については次のとおりとする。

- ① 志願者は、令和7年12月15日以降にインターネット出願に関わる「アクセス案内」の2次元コードを読み取り、インターネット出願システム（以下、「システム」という）にアクセスして、志願者アカウントを登録する。
※ 県外及び海外等からの志願者は、必ず兵庫県教育委員会事務局学事課に問い合わせた上で、志願者アカウントを登録し、入学志願承認申請手続をシステムで行い、本校校長の入学志願承認を得ること。その上で、②以降の手続きを行うこと。

- ② 志願者は、出願情報をシステムに登録する。

- ③ 志願者は、中学校長による出願の承認手続が進められるよう第2007項に定める入学考査料を支払う。

- ④ 志願者は、受検票が印刷可能になれば、A4コピー用紙（普通紙）に印刷して検査当日に持参する。

- ⑤ 志願者は、マイページで合否結果を確認する。

- (2) 中学校等の行う手続は次のとおりとする。

- ① 中学校は、志願者の出願情報や入学考査料支払等に不備がないことを確認する。

- ② 中学校は、調査書情報等をシステムに登録する。

- ③ 中学校は、その他、高等学校が必要とする書類等をシステムに添付する。

- ④ 中学校長は、第1016項に定める中学校長承認期限2月27日（金）12:00までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。

※システムの操作方法については、インターネット出願のウェブサイトにあるマニュアルを参照すること（<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/koko/nyuushi/shutsugan>）。

- (3) 県外等から本校を志願する者の手続は次のとおりとする。

- ① 志願者は、入学志願承認申請手続をシステムで行い、志願先高等学校長の承認を得なければならない。

- ② 志願者は、特別事情の内容、添付書類等、高等学校が必要とする書類等をシステムに添付する。

- ③ この件に関する事務手続は、2月25日（水）12:00までにシステムで行う。

5 出願に関する留意事項

- (1) 志願者は、中学校長承認期限を過ぎると出願できない。また、志願者は、中学校出願承認情報等の変更はできない。
- (2) 中学校長がシステムに添付する書類等のファイル形式は、jpg、jpeg、png、xlsx、docx、pdf のいずれかとする。
- (3) 名前等については、システムに表示できる文字を使用し、システムに表示できない場合、中学校長は、表記に関する申告書（様式8）を作成し、システムに添付する。

6 志願変更

- (1) 志願者は第1016項に定める中学校長承認期限までに、1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。
- (2) 志願変更の手続きは次の通りとする。
 - ① 志願変更する者は、システムで志願変更手続きを行う。
 - ② 中学校長は、志願変更中学校承認期限3月4日（金）12:00までに、志願変更の承認を行う。
 - ③ 県立高等学校からの志願変更には、改めて入学考查料を要しない。ただし、定時制の課程から志願変更する場合は、入学考查料の差額を納入すること。
 - ④ 市立高等学校に志願変更する場合は、先に納入した入学考查料は還付しない。また、市立高等学校から本校に志願変更する場合は、改めて入学考查料を納入すること。

7 検査場所及び日程等

- (1) 検査場所 本校
- (2) 期日 令和8年3月12日（木）
- (3) 時程

	集合	注意	国語	数学	社会	昼	理科	英語
時間	8:30 ～8:50	8:40 ～10:00	9:10 ～10:00	10:20 ～11:10	11:30 ～12:20	食	13:10 ～14:00	14:20 ～15:10

「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

（4）受検当日の注意事項

- ア 受検当日は、受検票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル・消しゴム）、直定規、コンパス、腕時計、昼食、水筒、上履き、靴を入れる袋を持参すること。
- イ 以下のものは、検査室へ持ち込むことを禁止する。
 - 下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時刻表示付きを含みます）、分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等、その他受検に必要なもの。所持していることが判明した場合、不正行為とみなすことがある。
- ウ 各検査開始後10分以内の遅刻の場合においては受検を認めるが、検査時間の延長は行わない。
- エ 受検票を忘れた場合は、事務室へ申し出て再交付を受けること。
- オ その他、受検に関して不明な点は、出身中学校に問い合わせること。受検当日の問い合わせ、連絡などは高等学校へ直接問い合わせること。
- カ 受検者は検査終了まで校舎外へ出ることはできない。

- （5）学力検査に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった場合は、3月26日（木）に追検査を受検することができる。なお、実施内容等は改めて通知する。

8 合否結果の発表

- （1）合否結果は、令和8年3月19日（木）10:00以降にシステムにログインし、マイページにより確認すること。
電話等による問い合わせには応じない。
- （2）合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することはできない。

9 合格者説明会

- （1）日時 令和8年3月23日（月）13:00（時間厳守）於：本校体育館
- （2）携行品 筆記用具、上履き、靴を入れる袋
 - （注）①必ず、保護者同伴で出席すること。
 - ②駐車スペースが少ないため、できる限り公共交通機関等を利用して来校すること。

10 学力検査の成績の簡易開示について

- （1）開示請求できる者 受検者本人
- （2）開示内容 学力検査の各教科別得点
- （3）開示期間 合格者の発表日の翌日から1か月とする。3月23日（月）から同年4月22日（水）まで
(原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び4月8日の入学式の日を除く。)
受付及び開示時間（9:00～16:30）
- （4）開示場所 本校（事務室まで申し出てください。）
- （5）確認に必要な書類 受検票と生徒証明書（中学校又は本校が発行したもの）もしくは健康保険証等本人であることを確認できる書類。

11 追検査について

学力検査に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった場合は、3月26日（木）に追検査を受検することができる。なお、実施内容等は改めて通知する。